



消費者被害情報

知っておこう!!

『契約』について



ご存知ですか？

『契約』という言葉をよく耳にするとおもいます。

『契約』について正しく知っておかないとトラブルに巻き込まれてしまう可能性もある為、改めて考えてみましょう。

『契約』・・・法的な拘束力を持つ約束

基本ルール

- ★書面だけでなく、**口約束**でも成立します。
- ★契約の内容、形式については当事者が**自由に**決める事が出来ます。
- ★契約は**一方の都合だけで**勝手に解消することはできません！

※ただし、契約した時の状況によっては**取り消しが可能な場合もある**ため確認することが大切です！

◇詐欺や脅迫があった場合。

◇未成年者や判断能力が不十分な方などが契約した場合。

◇業者が契約の際に、不利益な状態で契約した場合。

- ・重要事項やクーリング・オフなどに関して事実と異なることを告げられた。
- ・曖昧な判断や、「絶対私の言う通りにしておいたら間違いないよ。」などの断定的な判断を提供された。
- ・自分が不利になる情報を伝えられなかった。

など





買い取り業者に注意！！



突然、電話で女性から「いらぬ洋服、カバンなどありませんか。買取らせていただきます。」と連絡があったが、実際に自宅に来たのは強面の男性だった。洋服・カバンなどを安く買取った後で「いらぬ貴金属などないか」と家の中を無理やり物色され、怖い思いをした。

その他にも、電話で断っても「ブラウン管テレビや冷蔵庫はないですか」など色々な物を尋ねてきて、無理にでも家に来ようとするなどの相談も入っている。



ひとことアドバイス

- ★訪問買い取り業者は、本人の了承のうえで家に訪問することが原則となっています。急に訪ねてきた際には対応せず家に入れないようにしましょう。
- ★業者は、消費者が事前に承諾した買取物品以外のものは売却を求めるとは出来ません。当初の電話と違う物品を求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- ★契約をしてしまった場合、クーリング・オフをすることができます。契約書面を受け取ってから8日以内です。



相談窓口

※土日、祝日の場合は「188(局番なし)」におかけください。平日もご利用できます。

津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

TEL:23-1004

津山市消費生活センター

TEL:32-2057

消費者ホットライン

TEL:188(局番なし)